



意見・提案シート

◆本審議会の検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、公民館本館庶務係にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、本審議会で資料として配付します。

令和6年4月17日開催の第37期小金井市公民館運営
審議会第5回審議会の「公民館の減免基準(案)」
に 対する意見・提案です。別紙参照

提出日 令和6年4月25日

氏名 菅沼七三雄

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。無記名の場合は参考資料として委員に配付し、インターネット等での公開は行いません。

(送付先)

小金井市公民館本館 庶務係 担当：諏訪

〒184-0004 小金井市本町2-15-11 連絡先：042-383-1184

FAX：042-387-1226 E-mail：k020401@koganei-shi.jp

公民館の減免基準（案）に対する意見・提案シート

令和6年4月25日 菅沼 七三雄

公民館運営審議会4回と今回5回を通しての意見提案です。

公民館施設の有料化スケジュール（案）、公民館の減免基準（案）について今まで公民館施設使用料については、永年、無料としてきた。また、35期公運審の審議を経て、令和3年に教育委員会が発行した「小金井市の公民館中長期計画」にも根拠を示し、無料と明記しています。現在は、その内容の実行する時期と思います。

一方、今回の有料化スケジュール（案）、公民館の減免基準（案）は、この従来の方針を大きく方向転換をするものです。

意見1 今まで無料で進めてきた背景・理由をきちんと整理し、そのうえで、どういう理由で従来の方針を変えるのかを議論し、根拠を明確にすることが第一ではないでしょうか。公運審4, 5回ともこの基本的な議論が抜けていると思います。この点を、次回以降に是非、行ってほしい。

（行政施策の継続性の観点からも、必須な議論と思います。）

意見2 今回公民館の減免基準(案)が出されたが、無料、有料、減免または免除は、本質的に意味が違うと思います。

無料 本来その活動は無料の対象に値するもの

減免または、免除 本来その活動は、有料の対象であるが、何らかの情状酌量を加え、全額の時は免除、一部の時は減免という

有料 本来その活動は、有料の対象

参考資料

参考までに、今まで無料で進めてきた背景については、「小金井市中長期計画」の15ページから17ページに書かれていますが、さらに公民館施設使用料を無料で進めてきた根拠となる法律と、ポイントを過去の資料、現状を考慮して、いかに、整理してみました。お役に立てれば幸いです。

1 憲法26条は、すべての国民の基本的人権である、学習権を保障している

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。

2 教育基本法

教育基本法・第4条（教育の機会均等）で「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えなければならない、人権、信条、性別、社会的な身分、経済的地位または門地によって教育上差別されない」と規定している

ポイント1:すべての国民が、等しく教育を受ける権利があるということは、義務教育に限らず、社会教育を含む、すべての教育を無料にすることが求められているのでは？

ポイント2:現在、高校の無償化、さらに国立大学の無償化等が話題になっているときに、公民館の有料化、特に社会教育に類する活動の有料化（減免、免除、有料）は、逆行しているのではないのでしょうか、また、経済的に弱い立場にある高齢者が、社会教育の実践の場である公民館から遠のく恐れがあり、大きな問題となるのでは。（生涯学習、リカレント学習が叫ばれていますが）

3 公民館・図書館・博物館は社会教育設備・社会教育機関として、法的に規定されています。このうち、図書館は図書館法で無料規定が定められています

ポイント3:図書館は、本来の蔵書の選書、蔵書の貸し出し業務以外に、最近では本を媒体とした講座、集会を積極的に展開しています。小金井市では、公民館と図書館が一つのセンターとして活動しているセンターが多く、同じセンターで、公民館活動は有料化（免除、減免、有料）、図書館の活動は無料との問題が発生する恐れがある。このあたりの整合性をどう考えたらよいか